

令和3年度 地域包括支援センター事業評価項目案

資料8

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している	
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している	3(1)ア
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している	3(1)イ
		地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している	
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている	3(1)ウ
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している	3(1)エ
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)オ
苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)カ	
介護予防 ケアマネ ジメント 業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。	
	事業目標		
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 %	3(2)
		介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 件	
		ケアマネジメントC請求件数 計画 件	
	介護予防ケアマネ ジメント	①全ての利用者の支援に対し三職種が確認した内容を記録している。	3(2)ア
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している	3(2)イ
③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。		3(2)ウ	
	その他、特に重点的に取り組んだ事項	3(2)	

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。	
	事業目標		
	数値目標	相談割合 計画 %	3(3)ウ
	相談支援	①構築したネットワークを「見える化」し、連携する者に提示できる。	3(3)ア
		②関係機関等から相談があった際、本人や家族の状況を確認し、相談のあった関係機関等に状況とその後の支援の役割を報告している。	3(3)イ
	その他、特に重点的に取り組んだ事項	3(3)	
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。	
	事業目標		
	数値目標	高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応割合 計画 %	3(4)ア
	虐待対応・養護者支援	虐待対応の終結後も再発を未然に防止する取り組みを行っている。	3(4)ア
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度等の周知・啓発活動を確認し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、消費者被害を未然に防止する取組を行っている	3(4)ウ
		その他、特に重点的に取り組んだ事項	3(4)

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	
包括的・ 継続的 ケアマネ ジメン ト 業務	業務推進の指針	高齢者へ途切れのない援助を行うため、ケアマネジャーの行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内でケアマネジャーが多様な機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。		
	事業目標			
	包括的・継続的な ケア体制の構築	多様な関係機関・関係者との意見交換の場等を設けている	3(5)ア	
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上を目的とした研修の開催や企画への参画を行っている。	3(5)イ	
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(5)	
地域ケア 会議開催 業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、参加者が主体となって行う課題解決の取組みを検討する。		
	事業目標			
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数	計画 回	3(6)
		地域協議会開催回数	計画 回	
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している	3(6)ア 3(6)イ	
	地域協議会	多くの地域住民が参加し、近隣地域の住民互助活動を知って自らの意見を表明できるよう開催している	3(6)ウ	
その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(6)		